

第70回静大祭に関する規程

第1条 目的

この規程は飲酒・喫煙・その他の行為を規制することによって、事故・火災等の危機をなくし、第70回静大祭（以下、静大祭）の運営を安全且つ円滑に進めることを目的とする。尚、この目的を達成するために、静大祭へ参加する団体（以下、参加団体）の責任者はこの内容を関係者全員に通達しなければならない。

第2条 飲酒・酒類の持込について

第1項 飲酒している者、酒気を帯びている者について

静大祭の開催期間中は構内での飲酒を禁止し、酒気を帯びている者の入構を禁止する。

第2項 酒類の持込禁止

静大祭の開催期間中に酒類（ノンアルコールを含む）を持ち込むことを禁止する。

但し、模擬店参加団体であって、調理用の酒として持ち込むことを静大祭実行委員会（以下、委員会）へ申請し、許可された団体はこの限りでない。

また、参加団体が持ち込んだゴミの中に申請されていない酒類が入っていた場合、その団体が酒類を持ち込んだものとみなす。

第3項 酒類を持ち込んだ場合の措置

酒類を持ち込んだ場合、酒類を一時預かるか、即時廃棄する。一時預かるとき、預り証と引き換えに酒類は静大祭実行委員会室で保管する。その場合、原則として帰る際に静大祭実行委員会室へ酒類を取りに来ることとする。帰る際に取りに来ることができない場合は、委員会へ連絡し、後日取りに来ることとする。但し、11月22日（金）17時までに連絡が無い場合、委員会の判断で処分する。

第3条 喫煙について

構内全面禁煙とする。（加熱式タバコも含む）

第4条 ペットの入構について

静大祭開催中は、模擬店に関する衛生面の観点から原則として構内にペット等を連れて入構することを禁止する。

但し、障がい者介助犬はこの限りではない。

第5条 ビラ等の配布について

静大祭の開催中は構内におけるビラ等の配布を禁止する。

但し、参加団体が各自の出展場所で来場者に渡す場合、この限りではない。

第6条 その他の禁止行為について

第1項

静大祭における宗教的、政治的、並びに営利を目的とする活動を行うことを禁止する。

第2項

その他、著しく静大祭の運営を妨げられると思われる行為を禁止する。

第3項

前項に違反した者は、直ちにその行為を止めなければならない。また、場合によっては静大祭開催期間中のこれ以降の入構を禁止することがある。

第6条 参加団体に対する措置

参加団体が2条～6条に違反した場合、供託金を没収し、第70回静大祭への参加を中止する場合がある。また、規程に違反し、注意を促したにもかかわらず、委員会の指示に従わない場合は、今後一切の春のビッグフェスティバル及び静大祭への参加を委員会の許可が得られない限り禁止する等の措置を講ずる。この規程の適用範囲は参加団体の関係者にも及ぶ。

第7条 供託金について

この規程で意味する供託金は参加団体に対するもので、「静大祭に関する規程」に対してだけの供託金は設けない。

令和元年 10月1日
第70回静大祭実行委員会